

1 方法書の公表

1) 縦覧期間

令和元年8月1日(木)～令和元年9月2日(月) 8時30分～17時
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

2) 縦覧場所

山梨県県土整備部都市計画課
中北建設事務所都市整備課
韮崎市建設課
北杜市まちづくり推進課
甲斐市都市計画課
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所総務課
山梨県県民情報センター

3) インターネットによる公表

山梨県都市計画ホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/>)

2 方法書の説明会の開催

1) 説明会の開催日時及び場所

日時	場所
令和元年8月21日(水) 午後7時より	甲斐市双葉公民館 甲斐市下今井236番地2
令和元年8月22日(木) 午後7時より	韮崎市市民交流センターニコリ 韮崎市若宮1丁目2番50号
令和元年8月23日(金) 午後7時より	北杜市八ヶ岳やまびこホール 北杜市高根町村山北割3315番地
令和元年8月25日(日) 午後3時より	北杜市須玉ふれあい館ホール 北杜市須玉町若神子521番地17

※いずれの会場に出席いただいても結構です

※各会場には席に限りがあります。定員を超える場合は入室をお断りすることがありますので
予めご了承願います。

3 県民の意見の募集

1) 意見書の提出期限及び方法

令和元年9月17日(火) 17時15分まで

郵送、持参、FAX又は電子メールで提出することができます。

2) 意見書の提出先

(持参、郵送の場合)

山梨県都市計画課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

または

山梨県中北建設事務所都市整備課 〒400-0065 甲府市貢川2-1-8

(ファックス、メールの場合)

ファックス 055-223-1724

メール toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp (県都市計画)

3) 意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載して下さい。)

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称(「(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 双葉・韮崎・清里幹線 環境影響評価方法書」と記載するものとします。)
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

※意見書は任意様式ですが、縦覧場所に参考様式を用意しています。